項、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下「平成二十五年地方税法改正法」という。）附則第十一条第二項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第五項及び第六項並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第三項、第七項、第九項及び第十七項並びに平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（ただし、地方税法附則第十五条第十八項、第二十九項及び第三十九項並びに平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、地方税法附則第十五条第十八項本文に係るものにあつては五分の三、同項ただし書及び同条第二十九項に係るものにあつては二分の一、同条第三十九項に係るものにあつては五分の四、平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第九項に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法第三百五十二条第一項、地方税法附則第十五条の六第一項及び第二項、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の八第一項及び第三項から第五項まで、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条の十第一項、第五十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十四項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第八条第十一項及び第十三項、平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第十一項及び第十三項、平成二十五年地方税法改正法附則第十一条第四項及び第六項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第十項及び第十二項並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第十一項及び第十二項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の八第四項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては、同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三六五を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法附則第十五条第二項第一号から第三号まで若しくは第七号、第八項、第十八項、第二十八項、第三十項、第三十二項、第三十七項、第三十九項又は平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、地方税法附則第十五条第二項第一号に係るものにあつては三分の一、同項第二号及び第三号、同条第十八項ただし書、第二十八項、第三十項並びに第三十二項第二号に係るものにあつては二分の一、同条第二項第七号及び平成二十九年地方税法等改正法附則第十七条第十一項に係るものにあつては四分の三、地方税法附則第十五条第八項、第三十二項第一号及び第三十七項に係るものにあつては三分の二、同条第十八項本文に係るものにあつては五分の三、同条第三十九項に係るものにあつては五分の四をそれぞれ乗じて得た額とし、同法第三百五十一条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額

条第十項、地方税法の一部を改正する法律（平成二十五年法律第三号。以下「平成二十五年地方税法改正法」という。）附則第十一条第二項、平成二十六年地方税法等改正法附則第十二条第七項及び第八項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第五項及び第六項並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第三項、第七項から第十項まで及び第十七項の規定に該当する課税標準等の特例による減少額（ただし、地方税法附則第十五条第十八項、第三十項及び第三十六項の規定に該当する課税標準の特例による減少額にあつては、当該家屋に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に乗じる割合を、同法附則第十五条第十八項本文に係るものにあつては五分の三、同項ただし書及び同条第三十項に係るものにあつては二分の一、同条第三十六項に係るものにあつては三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・〇一四を乗じて得た額から、地方税法附則第十五条の六第一項及び第二項、第十五条の七第一項及び第二項、第十五条の八第一項及び第三項から第五項まで、第十五条の九第一項、第四項、第五項、第九項及び第十項、第十五条第四項、第六項及び第八項並びに第五十六条第十一項及び第十四項、平成十八年地方税法改正法附則第十三条第二十九項、地方税法等の一部を改正する法律（平成二十一年法律第九号。以下「平成二十一年地方税法改正法」という。）附則第八条第十三項、平成二十二年地方税法改正法附則第十一条第二十三項、平成二十三年地方税法改正法附則第七条第二十九項及び第三十項、平成二十四年地方税法等改正法附則第八条第十一項及び第十三項、平成二十五年地方税法改正法附則第十一条第四項及び第六項、平成二十七年地方税法等改正法附則第十七条第十項及び第十二項並びに平成二十八年地方税法等改正法附則第十八条第十一項及び第十二項の規定により当該年度分の固定資産税から減額された額（地方税法附則第十五条の八第四項の規定に該当する当該年度の固定資産税から減額された額にあつては、同項の規定による条例で定める割合を三分の二として算定した額とする。）として総務大臣が調査した額を控除した額に〇・七三五七五を乗じて得た額とする。

4　償却資産に係る基準税額は、次の各号に定める方法によつて算定した額の合算額とする。

一　地方税法第三百八十九条の規定により、総務大臣又は都道府県知事が評価し、価格等を決定する償却資産に係る当該年度分の固定資産税の市町村分の課税標準額（当該償却資産のうち同法附則第十五条第二項第一号から第三号まで若しくは第七号、第八項、第十八項、第三十一項、第三十九項又は第四十項に規定するものにあつては、当該償却資産に係る固定資産税の課税標準となるべき価格に、同条第二項第一号に係るものにあつては三分の一、同項第二号及び第三号並びに同条第十八項ただし書及び第三十一項に係るものにあつては二分の一、同条第二項第七号及び同条第四十項に係るものにあつては四分の三、同条第八項及び第三十九項に係るものにあつては三分の二、同条第十八項本文に係るものにあつては五分の三をそれぞれ乗じて得た額とし、同法第三百五十一条本文の規定に該当するものがある場合における当該償却資産に係る額及び大規模の償却資産に係る都道府県分の課税標準額のうち当該償却資産に係る額は含まれないものとする。以下この項において同じ。）にそれぞれ〇・〇一〇五を乗じて得た額